

令和7年度／令和8年度

ふたつのふるさと（海・山の防災交流）事業

募集要領

令和7年6月

岐阜県総合企画部 未来創成局 未来創成課

＜お問い合わせ先＞

岐阜県 総合企画部 未来創成局 未来創成課 第二係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁7階

TEL 058-272-8144

1 目的

本事業は、愛知県や三重県などの県外の児童生徒に対し、本県に「泊まる」「自然を体験する」「互いに交流する」などの経験を提供し、県の誇る豊かな自然や歴史、文化の魅力を体感してもらうことをはじめ、県内の児童生徒にとっても、県外の同世代との交流を通じて、ふるさとの良さを再発見し、郷土への誇りや愛着を育むことを目的としている。

加えて、防災体験を楽しみながら学べる工夫を取り入れた市町村の取組を支援することで防災意識の向上を図るとともに、こうした取組を通じて、本県が「第2のふるさと」として心に残り、将来的な関係人口や移住人口の増加につなげるとともに、南海トラフ巨大地震などの有事の発生を前に、新たな関係を構築することも目指す。

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 令和7年度事業 令和7年度に実施される補助事業又は共催実施事業（第三号に掲げる事業を除く。）
- 二 令和8年度事業 令和8年度に実施される補助事業
- 三 令和8年度準備事業 前号の事業を実施するために令和7年度に行う調査、検討等の準備事業
- 四 補助事業 「岐阜県市町村支援補助金交付要綱」及び「岐阜県市町村支援補助金交付要綱実施細目（別表1の3の項関係）」に基づき実施するふたつのふるさと（海・山の防災交流）事業
- 五 事業実施決定日 補助金の交付の決定日又は共催実施事業の実施の通知日
- 六 共催実施事業 令和7年度事業のうち、県と市町村が共催する形で県が直接実施する事業

3 事業の概要

（1）対象事業者

岐阜県内の市町村とする。ただし、令和7年度事業については、予算の確保が困難な場合など、特段の事情がある場合に限り、補助金の交付による実施に加え、共催実施事業としての実施も可能とする。

（2）対象事業

次に掲げる事業を対象とする。なお、国、県等が交付する他の補助金、交付金等の交付の対象となった事業は、本事業の対象外とする。

ア 岐阜県の児童生徒（小学校、中学校及び義務教育学校等の児童生徒を対象とする。以下同じ。）と県外の児童生徒との間で実施する交流事業であって（3）に

掲げる要件を全て満たすもの。なお、県外の児童生徒の参加者数は10人以上とすることを原則とするが、学校単位で実施する事業については、参加者数が10人未満であっても差し支えない。

イ 上記アの事業に加えて、空き家や廃校などを有事の際の新たな避難場所として活用するための取組を併せて実施する事業

ウ 上記ア又はイの事業を実施するために令和7年度に行う調査、検討等の準備事業（令和8年度準備事業に限る。）

（3）要件

以下の内容を全て満たすこと。ただし、令和8年度準備事業については、この限りでない。

実地での交流	ア 岐阜県内において、岐阜県の児童生徒と県外の児童生徒との間で、宿泊を伴う対面による交流を実施すること。
	イ アの交流に当たっては、次に掲げる全ての活動を岐阜県内において実施すること。 （ア） 岐阜県の地域資源を活用した体験活動 例）沢登り、スキー体験、収穫体験など （イ） 防災に関する体験活動 例）炊き出しや避難所の設営など
その他の交流	ウ アの交流に加え、オンライン等を活用した交流を2回以上実施すること。
成果の共有	エ 児童生徒による作文、絵、写真等の記録を活用して、成果報告を作成すること。成果報告の様式及び記載内容については、別途県が指示する。
	オ 県の求めがあった場合には、事業の成果について発表を行うこと。

（4）事業実施期間

事業の実施期間は以下のとおりする。

区分	事業の実施期間	事業実施決定日
令和7年度事業	事業実施決定日から令和8年2月28日（土）まで	令和7年8月下旬頃を予定
令和8年度事業	事業実施決定日から令和9年2月28日（日）まで	令和8年4月上旬頃を予定
令和8年度準備事業	事業実施決定日から令和8年3月31日（火）まで	令和7年10月下旬頃を予定

※事業実施決定日以前に支払った経費は、原則として補助対象外とする。

※令和8年度事業の選定予定者の通知は、令和7年10月下旬頃を予定

(5) 対象経費

補助事業又は共催実施事業において対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次の表のとおりとする。ただし、事業の対象として明確に区分でき、支払いが完了しており、証拠書類により金額等が確認できる支出のみを対象とする。

ア 令和7年度事業及び令和8年度事業

【対象経費】
・ 報償費（専門家、講師等に係る謝金等） ・ 旅費（専門家、講師、児童生徒、学校の教職員に係る旅費等） ※県内で実施する交流事業に係るものに限る（県外の児童生徒が岐阜県内で行う事業のために岐阜県に移動するための経費を含む。）。 ・ 需用費（単価50千円以下の消耗品の購入費、チラシ、ポスター等の印刷費、児童生徒に提供する食事に係る経費等） ・ 役務費（切手、郵送料、保険料等） ・ 委託料（事業運営等の業務の一部を第三者に委託する経費等） ・ 使用料及び賃借料（バス借上費、宿泊費、会議室等の賃料、機器レンタル料等） ・ 補助金（本事業において連携する団体に対して、間接的に補助金を交付するための経費） ・ その他知事が認める経費
【対象外経費（対象経費とならないもの）】
・ 対象事業者の職員等の人件費 ・ 対象事業者の職員等の旅費（交通費・宿泊費） ※ただし、学校の教職員に係るものは対象経費として認める。 ・ 汎用性があり目的外使用になり得るもの（事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機など）の購入費 ・ 電話、インターネット等の通信費 ・ 県外で実施される交流事業に係る経費（岐阜県の児童生徒の県外への移動費用、県外で実施される交流活動に係る費用等） ・ 空き家や廃校などを有事の際の新たな避難場所として活用するために実施する整備（改修）に係る経費 ・ 国、県等が交付する他の補助金、交付金等の交付の対象となった事業 ・ 補助事業に参加料や協賛金等に相当する収入があるときは、その相当額を補助対象外とする。 ・ 令和7年度事業における令和7年6月18日（以下「募集開始日」という。）以前に既に計画されていた事業に係る経費（ただし、当該事業に上乗せした経費（上記対象経費に該当するもの）は、対象経費として認める。）

- ・その他補助することが適当でないと認められる経費

イ 令和8年度準備事業

【対象経費】
・報償費（専門家、講師等に係る謝金等） ・旅費（専門家、講師、学校の教職員に係る旅費等） ※県外視察に係る費用も対象経費とし、その場合は、学校の教職員以外の自治体職員に係る費用も対象とする。 ・需用費（単価50千円以下の消耗品の購入費、チラシ、ポスター等の印刷費等） ・役務費（切手、郵送料等） ・委託料（業務の一部を第三者に委託する経費等） ・使用料及び賃借料（視察に係る宿泊費、会議室等の賃料、機器レンタル料等） ・その他知事が認める経費
【対象外経費（対象経費とならないもの）】
・対象事業者の職員等の人件費 ・汎用性があり目的外使用になり得るもの（事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機など）の購入費 ・電話、インターネット等の通信費 ・国、県等が交付する他の補助金、交付金等の交付の対象となった事業 ・補助事業に参加料や協賛金等に相当する収入があるときは、その相当額を補助対象外とする。 ・その他補助することが適当でないと認められる経費

（6）事業実施に当たっての留意点

ア この補助金を活用した間接補助金を交付する場合は、間接事業者への交付（支払い）までを、3（4）の事業実施期間内に完了すること。

イ 3（4）の事業実施期間内に発注や引渡しや支払い等が完了している場合であっても、期間外に事業が実施されたものについては対象経費とはならないこと。

4 支援内容

（1）令和7年度事業（2団体程度の選定を予定）

1団体当たり上限200万円を補助（補助率：10／10）

※募集開始日以降に新たに計画し、令和7年度中に実施する交流事業に要する経費を対象とする。

※共催実施事業による場合は、上記の補助に準じた形で県において費用負担する。

（2）令和8年度事業（3団体程度の選定を予定）

令和 8 年度当初予算の成立状況等を踏まえ、補助額及び補助率等の詳細を決定
予定（令和 7 年度事業に準じた支援内容とする予定であるが、今後の予算協議の
結果や岐阜県議会における本事業に係る予算の成立状況等により、内容が変更と
なる場合や本募集に基づく業務の執行が行われない場合がある。）

(3) 令和 8 年度準備事業

1 団体当たり上限 20 万円を補助（補助率：10／10）

※（2）の令和 8 年度事業の選定を受けた団体を対象とする。

5 事業提案書の提出

(1) 受付期間

ア 令和 7 年度事業

令和 7 年 6 月 18 日（水）～令和 7 年 7 月 31 日（木）17 時 15 分[必着]

イ 令和 8 年度事業及び令和 8 年度準備事業

令和 7 年 6 月 18 日（水）～令和 7 年 9 月 30 日（火）17 時 15 分[必着]

(2) 内容等に関する質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書受付期間

(ア) 令和 7 年度事業

令和 7 年 6 月 18 日（水）～令和 7 年 7 月 18 日（金）[必着]

(イ) 令和 8 年度事業及び令和 8 年度準備事業

令和 7 年 6 月 18 日（水）～令和 7 年 9 月 19 日（金）[必着]

イ 質問書提出方法

質問事項を記述した質問書（別紙様式）を岐阜県総合企画部 未来創成局 未
来創成課宛に電子メールで提出すること（質問書ファイルは Word 形式）。

ウ 質問書提出先

岐阜県 総合企画部 未来創成局 未来創成課 第二係

T E L 058-272-8144

電子メール c11179@pref.gifu.lg.jp

エ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他不当な利益を害する恐れのあるもの
を除き、随時、岐阜県ホームページにて公表する。

【ホームページアドレス】<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/438530.html>

(3) 提出方法

下記提出先に電子メール、持参又は郵送のいずれかにより提出すること。

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 7 階

岐阜県 総合企画部 未来創成局 未来創成課 第二係

T E L 058-272-8144 電子メール c11179@pref.gifu.lg.jp

提出方法	提出部数、留意事項等
電子メールによる提出	提出時に必ず上記連絡先に電話すること。
持参による提出	1 3 部（正本 1 部、副本 1 2 部）
郵送による提出	1 3 部（正本 1 部、副本 1 2 部） ※簡易書留、特定記録など配達されたことが確認 できる方法により送付すること。

※提出された内容について、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。

(4) 提出書類

- ①事業実施提案書（第 1 号様式）
 - ②事業計画書（第 2 号様式）
 - ③事業概要図（第 3 号様式）
 - ④収支予算書（第 4 号様式）
 - ⑤積算金額の根拠書類（見積書、価格表等）
 - ⑥事業内容を補足する資料（企画書、仕様、図面等）
 - ⑦募集開始日以前に計画された事業か否かを確認するための参考資料（当初計画書、決裁文書等） ※令和 7 年度事業に限る。
- <事業実施決定日前に事業着手（発注、購入、契約等）が必要な場合>
- ・事前着手届

6 応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 5（1）に定める受付期間を過ぎて書類が提出された場合
- イ 提出書類等に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ この要領に違反すると認められる場合
- オ その他応募に関して県の指示に従わなかった場合

(2) 複数提案の禁止

同一団体から同一区分における複数の事業提案の応募は不可とする。

また、複数の学校等による事業を 1 件の提案として取りまとめることは差し支えない。この場合における補助金の限度額は提案単位で適用され、学校等の単位ごとに個別に上限が設定されるものではない。

(3) 提出書類等の変更の禁止

提出期限後の書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、軽微なものは除く。

(4) 費用負担

提出書類等の作成及び提出等に要する経費は、全て提案者の負担とする。

(5) その他

ア 事業実施提案書等の提出をもって、提案者がこの要領の記載内容に同意したものとみなす。

イ 提出された事業実施提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となる。

ウ 事業実施提案書等の提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

7 事業の選定

(1) 審査・選定方法

岐阜県ふたつのふるさと（海・山の防災交流）事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて、応募者が提出した書類をもってプレゼンテーションを実施し、審査委員会がこれを踏まえて審査し、その結果を基に知事が選定する。

令和8年度準備事業は令和8年度事業の実施を前提としていることから、これらの事業の選定は一括して行うこととする。ただし、令和8年度事業については令和8年度当初予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、選定予定者の決定となり、予算の成立等をもって選定者とする。

審査委員会は令和7年度事業にあつては令和7年8月中旬頃に、令和8年度事業及び令和8年度準備事業にあつては令和7年10月中旬頃に開催予定であるが、詳細は審査委員会開催前に通知する。

なお、応募多数の場合は、書類審査による一次審査を行うことがある。

(2) 審査項目及び審査内容

審査項目	審査内容	配点
事業内容	①県外・県内、双方の児童生徒にとっていかに楽しく参加・交流できるか	30点
	②県外児童生徒に岐阜県の自然や歴史、文化などの魅力がいかによく伝わるか	15点
	③県外・県内の児童生徒が協力し、いかに楽しみながら防災について学び合い、交流できるか	15点
事業の実現性	④事業の実施スケジュールは妥当で、内容が具体的かつ確実に実現できるものか	5点
	⑤事業の安全性の確保、天候等の急な変更への配慮できているか	10点
事業の発展性	⑥事業目的（関係人口の増加、安心安全な避難先）に資するものであり、モデル事例として他市町村も取り組める内容か	10点

	⑦次年度以降も継続して取り組むことや、更なる発展を期待できるものか	10点
経費の 妥当性	⑧事業費と事業内容のバランスは妥当か	5点

※ 上記のほか、空き家や廃校などを有事の際の新たな避難場所として活用する取組を併せて実施する場合は、地域防災の推進や持続可能な地域づくりに資する内容として評価の対象とし、審査において最大15点の加点を行う。

(3) 選定結果

選定結果は、速やかに応募者に通知するとともに、選定した事業については岐阜県公式ホームページで公表する。条件を付して選定となった場合は、その条件を満たす事業実施提案書等の再度提出を求めることがある。

なお、選定結果に係る質問や異議は一切受け付けない。

8 事業の実施

(1) 事業の着手

令和7年度事業（共催実施事業を除く。）及び令和8年度準備事業の実施に当たっては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）及び岐阜県市町村支援補助金交付要綱に基づく補助金交付申請書が提出され、補助金の交付決定が行われた後から、補助対象となる事業として実施することができる（交付決定以前の経費や事業実施期間後の経費は、原則、補助金の対象とはならない。）。

ただし、やむを得ない事情により、補助金の交付決定を受ける前に事業に着手する必要がある場合は、別に定める様式により、事前着手届をあらかじめ知事に提出し、承認を受けること。

なお、共催実施事業の場合は、7（3）の選定結果の通知をもって事業着手を可能とする。実施方法等の詳細については、当該通知時に別途連絡する。

また、令和8年度事業については、選定予定者の通知時に別途連絡する。

(2) 事業計画の変更

計画書の内容を変更する必要がある場合は、あらかじめ県に報告し、指示を受けること。

9 事業の完了

(1) 事業の完了

補助金の交付又は共催実施事業の実施の決定を受けた事業は、3（4）の事業実施期間の終了日までに、事業実施に係る支払いを含め完了すること。

※事業の完了とは、全ての発注・契約について納品等及び支払いが完了した時点のことを指し、期限内に完了（支払いを含む。）しない場合、補助金の交付はでき

ない。

(2) 実績報告書の提出

補助事業の完了後 30 日以内又は 3 (4) の事業実施期間の終了日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。

(3) 提出書類

- ①実績報告書（第 7 号様式）
- ②事業実施状況（別紙 1）
- ③収支決算書（別紙 2）
- ④事業の実施状況を確認できる書類（事業の成果物（広報物、報告書等））
- ⑤その他知事が必要と認める書類

※ 共催実施事業については、別途県からの指示に基づき、これらの書類に準じた様式の書類を提出するものとする。

10 補助金の請求と交付

(1) 補助金の額の確定通知

県は補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、提出書類の検査を行い、適正な事業の執行が確認できた場合、補助金の額の確定通知書を送付する。

(2) 補助金の請求

県から補助金の額の確定通知書を受け取った補助事業者は、速やかに補助金交付請求書（第 10 号様式）を県に提出すること。

(3) 概算払請求

補助金の交付目的を達成するために必要があると認められる場合は、交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

概算払を受ける場合は、補助金交付（概算払）請求書（第 11 号様式）を県に提出すること。

11 成果の報告・効果検証

事業実施後は、本事業の成果を県内全域に波及させることを目的に成果報告会等を実施するため、補助事業又は共催実施事業を実施した市町村（以下「事業実施団体」という。）は県の指示に従い、参加すること。

(1) 成果報告会の実施

令和 7 年度事業にあつては令和 8 年 3 月に、令和 8 年度事業にあつては令和 9 年 3 月に本事業で実施した内容や成果を報告する成果報告会を実施する。事業実施団体は成果報告会に必ず出席すること。詳細については、別途通知する。

(2) 事業の公表

本事業による成果を県内全域に波及させるため、事業内容を県HP等で公表する。
詳細については、別途通知する。

12 事業の周知

県事業に対する県民への説明責任を果たすため、児童生徒へのお知らせや作成するチラシ等に県からの補助等を受けて実施した旨表示することにより、税金の用途を積極的に周知すること。なお、表示に要する経費は、原則として、補助対象経費として取り扱うものとする（令和8年度準備事業を除く。）。

表示方法：ポスター、チラシ、パンフレット、広報誌等への掲載等

対 象：イベント、冊子作成、調査研究、啓発活動等

表示場所：紙面等の許す範囲で見やすい場所

事業の標準的な表示方法
チラシ、パンフレット等 表 示
表示内容
<補助金を受けている場合> この〇〇〇は岐阜県市町村支援補助金を受けています。 <上記以外の場合> この〇〇〇は岐阜県の実施するふたつのふるさと（海・山の防災交流）事業の支援を受けて実施しています。 令和●年●月 団体名

13 留意事項

（1）事業実施に当たっての留意事項

ア 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後、対象経費の総額の20パーセン

トを超える経費の配分の変更がある場合又は事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に県の承認を得ること。

イ 事業実施団体は、3（4）の事業実施期間中の進捗状況について、状況の報告を求められた場合には、速やかに報告すること。

ウ 県が実施する施策の一環として、事業者名等の公表を行う場合がある。

エ 補助事業者が、岐阜県補助金等交付規則等に違反する行為等（他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがある。

オ その他「岐阜県市町村支援補助金交付要綱」及び「岐阜県市町村支援補助金交付要綱実施細目（別表1の3の項関係）」に定める内容のほか、県が別途発出する通知等の文書について確認すること。なお、令和8年度事業については、予算成立後にこれらの文書に準じた補助金交付要綱等を別途作成する。

カ 令和8年度事業については、今後の予算協議の結果や岐阜県議会における本事業に係る予算の成立状況等により、内容が変更となる場合や本募集に基づく業務の執行が行われない場合がある。なお、これに伴い、提案者に損害が生じた場合であっても、岐阜県は一切の責任を負わない。

（2）事業の終了後の留意事項

ア 実績報告書の内容確認

事業が計画通りに行われ、当初の目的が達成されたこと、補助金が適正に使用されたこと等について、経理（経費の支出管理状況）等を現地（実地）又は書面により確認する。不適切な事例が見受けられた場合は、補助金の交付決定が取り消されること等がある。

イ 取得財産等の管理

補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。

ウ 実績報告書等の保管義務

県などの会計検査に対応するため、補助金の対象となる領収書や実績報告書等の一連の証拠書類は、補助事業の終了後も5年間は保管しておく義務がある。

なお、帳簿の整理に当たっては、対象経費ごとに整理すること。